

# 第1回門真市立テニスコート・門真市立青少年運動広場

## 指定管理者候補者選定委員会

### 会議録

会議名称	第1回門真市立テニスコート・門真市立青少年運動広場 指定管理者候補者選定委員会
開催日時	令和6年7月18日(木)午後18時30分～
開催場所	門真市役所本館2階 大会議室
出席者	(委員) 横山委員、上林委員、北岡委員、福田委員、山委員 (事務局) 市民文化部:高田次長 生涯学習課:清水課長、西口課長補佐、生野係員
案件	(1) 委員長・副委員長の選出 (2) 諮問 (3) 会議の公開・非公開について (4) 会議録について (5) 募集要項(案)について (6) 業務仕様書(案)について (7) 様式集(案)について (8) 書類審査の方法及び審査基準について (9) 選定委員会の進め方、スケジュールについて

#### 【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より、第1回門真市立テニスコート・門真市立青少年運動広場指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。本日は、皆さま大変お忙しいところ、ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日は、委員5名中、5名の出席をいただいております。門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第10条に規定されている委員の半数以上の出席となっておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報

告申し上げます。

開会に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきます。上から順に確認をお願いします。

まず、本日の議事次第でございます。

- 資料1 「選定委員会委員名簿」
- 資料2 「席次表」
- 資料3 「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(抜粋)」
- 資料4 「審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)」
- 資料5 「門真市情報公開条例(抜粋)」
- 資料6 「指定管理者募集要項(案)」
- 資料7 「指定管理者業務仕様書(案)」
- 資料8 「指定管理者募集要項様式集(案)」
- 資料9 「評価基準表(案)」
- 資料10 「6段階評価表(案)」

資料に不足等はありませんでしょうか。

本日の会議につきましては、後日議事録の作成が必要なため、録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

また、お席につきましては、お手元の資料1「座席表」のとおり、事務局で指定させていただいております。合わせてご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは次第1、選定委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料1「選定委員会委員名簿」をご覧ください。

大阪国際大学経営経済学部経営経済学科の 横山 誠 委員 でございます。  
追手門学院大学社会学部社会学科スポーツ文化学専攻准教授の 上林 功 委員 でございます。

社会保険労務士福田事務所 福田 豊 委員 でございます。

北岡慎太郎公認会計士事務所 公認会計士 北岡 慎太郎 委員 でございます。

門真市市民文化部 部長 山 敬史 委員でございます。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

市民文化部 次長の高田でございます。

生涯学習課長の清水でございます。

課長補佐の西口でございます。

最後に、本日の司会進行をさせていただきます、係員の生野でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、事務局を代表いたしまして、市民文化部次長高田より一言ご挨拶を申し上げます。

#### **【事務局】**

改めまして、本日はありがとうございます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。門真市立テニスコート・門真市立青少年運動広場指定管理者候補者選定委員会の開催にあたりまして、事務局を代表いたしまして一言ご挨拶申し上げます。

委員各位におかれましては、ご多忙中にも関わらずご出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、選定委員の委嘱に際しましては、快くお引き受けいただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

さて、今回は、門真市立テニスコート・門真市立青少年運動広場の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することから、引き続き令和7年4月1日より指定管理者制度を継続するにあたり、改めて指定管理者を公募し、透明性と公平性を確保して選定するものでございます。書類等の厳正な確認と審査のうえ、候補者となる団体を選定し、市長に意見具申を行っていただきます。

本市といたしましては、競技スポーツはじめ、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも親しめる生涯スポーツを推進できるような施設として運営いただくことを願っております。各委員におかれましては、重責を担っていただくこととなりますが、公の施設にふさわしい団体、そして民間事業のノウハウを活かせるよう、選定していただきたくお願ひ申しあげまして、簡単ではございますが開

会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。それでは、本日の案件に移らせていただきます。

案件(1)「委員長・副委員長の選出」です。

お手元の資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(抜粋)」の第9条第2項をご覧ください。同項に、「委員長及び副委員長は、委員の互選により定める」と規定されていることから、委員の皆様により互選いただきたく存じます。皆様、いかがでしょうか。

#### 【委員】

委員長と副委員長に関しまして、委員の方を推薦させていただきたいと思います。まず委員長には、令和3年に門真市立総合体育館の選定委員会副委員長を歴任され、門真市社会教育委員もつとめられており、門真市の現状と課題に精通されていることから、〇〇委員を推薦したいとおもいます。また、副委員長には、スタジアムやアリーナについて研究をしており、スポーツ施設について深い知見をお持ちになられております〇〇委員を推薦します。

#### 【事務局】

ありがとうございます。ただいま、〇〇委員から委員長に〇〇委員を、副委員に〇〇委員をとのご推薦がありました。いかがでしょうか。

—————「異議なし」—————

#### 【事務局】

ご異議がないようですので、委員長を〇〇委員、副委員長を〇〇委員と決定させていただきます。

本委員会の委員長及び副委員長が決定されましたことに伴い、代表して〇〇委員長に就任にあたりましてのご挨拶をお願いいたします。

**【委員長】**

着座で失礼します。どうぞよろしくお願い致します。本日は、ちょっと夏風邪を引いてしまってお聞き苦しい点もあるかと思いますが、案件も非常に多いことですので、速やかに進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

**【事務局】**

それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願い致します。

**【委員長】**

それでは、案件(2)「諮問」に入らせていただきます。事務局説明をお願いします。

**【事務局】**

ただいま配布いたしましたものが、諮問書及びその写しでございます。門真市長より本委員会に対して諮問をさせていただきます。本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会です。

本日を第1回とし、ご答申をいただきますまで、全2回もしくは3回ご審議いただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**【委員長】**

それでは、案件(3)「会議の公開・非公開について」に移っていききたいと思います。この件につきまして、事務局より説明願います。

**【事務局】**

それでは、案件(3)「会議の公開・非公開について」をご説明いたします。

資料4「審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)」及び資料5「門真市情報公開条例(抜粋)」をご覧ください。

本市におきましては、指針第3条において、「審議会等の会議は公開するものとする。」としておりますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが、門真市情報公開条例第6条第1項第2号のアの「法人その他の団体に関する情報」であ

り、「開示することにより当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」で、不開示情報に該当すると考えられることから、事務局といたしましては、非公開とすることが適当と考えております。

このことについて、ご検討をお願いします。

**【委員長】**

ただいま、事務局から会議を非公開とすることが適当との提案がありましたが、いかがでしょうか。

—————「異議なし」—————

**【委員長】**

それでは、事務局の提案どおり、本委員会の会議は非公開といたします。  
続きまして、案件(4)「会議録について」、事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

再度、資料4、資料5をご覧ください。

本委員会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成し、「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条の規定により、各回の選定委員会終了後、2週間以内に会議の要旨を公表します。

また、全ての選定委員会終了後については、全選定委員会の会議録を併せて公表します。以上でございます。

**【委員長】**

はいありがとうございました。

ただいま、事務局より会議録の作成や公表について説明がありましたが、何かご意見はありますでしょうか。

—————「異議なし」—————

## 【委員長】

はい、ありがとうございます。

ご異議が無いようですので、本委員会につきましては、選定委員会終了後、2週間以内に会議の要旨を公表することとし、全ての選定委員会終了後については、全選定委員会の会議録を併せて公表することいたします。

続きまして案件(5)「募集要項(案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

## 【事務局】

それでは、「募集要項(案)について」説明させていただきます。

資料 6「門真市立テニスコート門真市立青少年運動広場指定管理者募集要項(案)」の 2 ページ「1. 趣旨」をご覧ください。趣旨については、市は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき、施設の設置目的をより効果的に達成するため、効率的な管理運営を行うため指定管理者を募集するものでございます。

次に、「2. 体育施設の概要」をご覧ください。

施設の名称は、門真市立テニスコートと門真市立青少年運動広場でございます。以下、所在地から付帯設備までにつきましては表のとおりでございます。

次に 3 ページ目管理棟の詳細を記載しております。

次に(2)体育施設の設置目的は、スポーツ及びレクリエーションを通じて、青少年をはじめ、市民の心身の健全な育成と豊かな市民生活の向上に寄与することを目的とした施設でございます。

次に(3)体育施設の開業時間休業日であります。

次に、「3. 指定管理者が行う管理の基準及び業務範囲」をご覧ください。

(1)の「管理の基準」につきましては、条例や規則に基づいて行うよう記載しております。(2)の「指定管理者の業務」につきましては、指定管理者が行う①～④に記載の業務並びに詳細については、「仕様書」を参照し運営していただくよう記載しております。(3)の「指定管理者ができない業務」につきましては、施設の用途又は設置目的以外に指定管理施設を利用することはできないこととしております。また、「行政財産の目的外使用」に該当する場合は、市の許可を得て、使用料を市に納め

る必要があります。

次に、「4. 体育施設の利用料金に関する事項」をご覧ください。

こちらには、利用料金の取り扱いやその額、減免措置に関する事項を記載しております。

次に、「5. 指定期間」をご覧ください。

本施設は平成 18 年 10 月から指定管理者制度を導入し、この度の募集は6度目となっております。

なお、この度の「指定期間」につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としております。

次に、4 ページから 5 ページにかけての「6. 応募資格」をご覧ください。

こちらには、応募者の資格、応募不適合条件、欠格事項等の諸条件を記載しております。

次に、6 ページから 9 ページにかけての「7. 応募の方法及び受付期間」をご覧ください。

こちらには、募集要項等の配布期間から現地説明会について、応募登録について、質問の受付及び回答方法や期間、申請書類の受付期間や方法などを記載しております。

募集要項等の配布開始から応募書類の受付締め切りまで、2か月弱の期間を設けております。

また、応募書類等についての詳細や留意事項を記載しております。

次に、9 ページ「8. 選定の基準」をご覧ください。

(1)の③審査方法に記載のとおり第2回の指定管理者候補者選定委員会において、一次審査として団体等から提出された応募書類の内容を審査して頂き、応募団体から上位3位以内を二次審査の対象とさせていただきます。二次審査については、第3回指定管理者候補者選定委員会において、事業計画書に基づくプレゼンテーションやヒアリングにより審査を行って頂き、その二次審査の点数と一次審査の



点数の合計点で一番点数が高い団体等を指定管理候補者とさせていただきます。  
なお応募団体が少ない場合は、第2回の指定管理者候補者選定委員会においてプレゼンテーションを行っていただきます。  
10 ページの(2)評価項目では、一次審査の際の評価の視点などについて記載しております。

次に、12 ページから 13 ページにかけての「9.指定管理者の責務」をご覧ください。  
こちらには、指定管理者が守るべき、または取り組むべき項目を(1)から(8)まで記載しております。

続いて、13 ページから 14 ページにかけての「10.選定から引継ぎまで」では議会の議決をもって指定管理者が指定されることや協定に関する事項、管理運営の引継ぎ方法等について記載しております。

次に、14 ページ「11.経費負担について」をご覧ください。  
この項目では、指定管理料についての説明と、施設維持管理のための修繕について、対人・対物賠償に関する保険の加入などについて記載しております。  
また、施設の目的外使用許可に関する内容もこちらの項目に示しております。

最後に、15 ページから 16 ページにかけて「12.その他留意事項」を記載しております。  
募集要項(案)についての説明は以上でございます。

#### **【委員長】**

はい、ありがとうございました。  
募集要項(案)について、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見などございますでしょうか。

#### **【委員】**

よろしいでしょうか。事前に仕様書等拝見させていただきました。特に大きな問題

はなかったのですが、ちょっと気になった内容として、今回6期目ということもあり、大規模修繕との関係があります。事前に施設を個人的に見に行かせてもらって、コンクリートで一部中性化していそうなところだとか、老朽化が進んでいると思われる箇所がいくつか見られました。資料6後半の方で大規模修繕等がでた場合について書いていただいているんですけども、例えば雨漏り等がでたとき、使えないよという話になるのが一番怖いのですが、そういった時の対応等に関してはあらかじめ提案書を通じてなのか、その後の協議を通じてなのか、気をつけておいた方が良くように考えます。いわゆる昨今ゲリラ豪雨が問題になる中で、地域の調整池機能として何かしらトラブルが発生したとかそういったことは今のところ起きていないと考えてよろしいのでしょうか。

#### 【事務局】

今のところそういう事案というのは、平成18年の時から指定管理者の方を導入させていただいていますが、開設したのが平成10年で、私もこちらの課に来てからもありませんし、その前にあったという事案の方は聞いておりません。今管理しているのも寝屋川水系の方が管理されておりますので、そちらに年明け能登半島の方で地震がありました。すぐ対応していただき、ひび割れなどないという確認はしていただいている状況です。

#### 【委員】

ありがとうございます。特に問題がでていなければ、このまま何とか大規模修繕を待つかたちかと思えます。一方、もう一点気になるのはトイレでございます。恐らく今後災害等天災等が問題になる中で、あそこのトイレがあので唯一外に向けて人が出入りできるトイレというところがあり、いわゆる何かしら非常時等で使われるのかなと思ったりしたんですが、当該施設の地域における防災的位置づけでどうなっているのかおうかがいしたいと思えます。

#### 【事務局】

避難所の扱いには青少年運動広場はなっていません。トイレ自体、外からも入れるようになっていますが、夜閉場しましたら、入り口にシャッターがついていて、全てシャッターが降りるようになっております。周りはセキュリティは入っていないので

すが、管理棟の中は全てセキュリティ入っているような状況でございます。

**【委員】**

ありがとうございます。であれば特に問題ないかと思えます。ちなみに資料6に書かれているのは、大規模修繕等が必要になった場合の、工事期間中に関する管理方法や指定管理料等ですが、一般的に予備調査が事前に入ると思ったのですが、予定はされていますか。大規模修繕をする前に修繕の必要があるかの調査に入られるケースがあると思うんですけど、それらの対応として「工事期間」のところに「調査期間及び工事期間」としておくと、今後調整や対応がしやすいのかなと思った次第です。

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。他にご意見、ご質問等はないですか。私からも一点、確認です。平成18年から今回6度目ということで、この仕様書等につきましても、時代の流れとともに、大きく変わったとか今回は特にこの点が大きく変わって改善されたというのがあるのかないのかだけお聞きしたいなと思って質問させていただきます。

**【事務局】**

修繕のところぐらいです。今まで年間の指定管理料の中に、指定管理者の方で、細かい修繕をしていただく金額が30万円だったのですが、今回から50万円の消費税別ということになります。それは現在の指定管理者さんと30万円で小さな修繕の金額はどうかと一度問い合わせしたところ、50万円あったらもう少し改善できるかなというようなご意見いただきましたので、金額を上げさせていただいています。あと令和7年度から、利用料を1.5倍にあげさせていただきます。利用料は、利用された方から指定管理者さんの方に入ってきます。その辺が今までとは、変わったかところです。今まで消費税がちょっとずつあがってましたが、その時も利用料の方は据え置きでずっときてましたので、今回料金をあげさせていただきますというような形になっております。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。

そうですね、社会の状況により、物価のこととかもあつたりすると思うので、金額の見直しや、改定っていうのはでてくるのかなあと考えております。他にいかがでしょうか。大丈夫ですか。

**【委員】**

はい、すみません。

8ページのところの、申請団体の経営状況を説明する書類ってところの4番目過去2事業年度分の事業報告書の提出を求められておられますが、他の指定管理者候補者選定委員会の時でいうと前事業年度だけの1年分しか要求されていないんですけど、多くもらう分には問題ないんですけど、5年前も過去2事業年度分になってたんでしょうか。そこは変えてないんですか。

**【事務局】**

そちらは、スポーツ施設は変更はしておりません。

**【委員】**

多くもらう分には問題はありません。

はい、分かりました。ありがとうございました。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。

募集要項(案)に対するご意見などは以上でよろしいでしょうか。

では、続いて案件(6)「業務仕様書(案)について」、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは引き続きまして、業務仕様書(案)についてご説明させていただきます。お手元の資料 7「指定管理者業務仕様書(案)」をご覧ください。

まず、2 ページ「1. 基本事項」につきましては、管理運営の基本事項について記載

しております。

以降は業務内容についての項目となります。

最初に 2 ページから9ページにわたる「2. 施設利用に関する業務」を確認していきます。(1)体育施設の利用許可では、条例等を遵守し、利用の許可を行うこと、行政財産の目的外使用や許可状況などについて記載しております。

次に、3 ページの(2)利用許可の権限をご覧ください。こちらには、緊急事態が発生した際の対応について記載しております。

次に、3 ページの(3)をご覧ください。こちらには、体育施設の開場時間、休場日について、開場についての留意すべき事項を記載しております。

次に、3 ページの(4)利用料金をご覧ください。こちらには、令和7年度から利用料金が変わりますので、その新旧表等を掲載、備考として料金の適応条件や還付について記載しております。

次に、4 ページの(5)体育施設の管理運営業務をご覧ください。こちらには、各種業務内容や自主事業についてを記載しております。

次に、6ページの(6)施設・設備に対する改修・整備をご覧ください。こちらに記載のとおり、市の承認を得て、施設・設備の一部を変更、改修、整備することが可能となっております。

次に、7 ページの(7)備品の管理及び更新をご覧ください。こちらには、備品の負担の内訳、備品台帳の作成・更新について、備品の修繕について、掲載しております。

次に、7ページの(8)機械警備業務をご覧ください。機械警備業務に関する機材及びその設置や取り外しに係る経費は指定管理者が負担するとしているため、その業務の内容や留意事項を掲載しております。

次に、8 ページの(9)市への報告をご覧ください。指定管理者には事業報告書や自己評価、事業計画書の提出を求めています。

次に、9ページの(10)業務関連の保険をご覧ください。指定管理者は賠償責任保険にも加入することとなっております。

次に9ページから 13 ページにわたる「3. 指定管理者として果たすべき責務」を確認していきます。(1)体育施設の管理運営を行う遵守事項には、個人情報や危機管理体制の確立など指定管理者として守るべき事項を記載しております。

次に、11 ページの(2)指定管理者と市の業務分担及びリスク分担をご覧ください。こちらには指定管理者と市の業務分担表とリスク分担表を記載しております。

次に 14 ページの「4. 市へのイベント協力」をご覧ください。こちらには本市が事務局となっている「門真市生涯スポーツ推進協議会」の「スポーツ・レクリエーション事業」等での協力を実施していただくことを記載しております。

次に 14 ページの「5. 事務の引継ぎ」をご覧ください。こちらでは新たな指定管理者への引継ぎについて記載しております。

指定管理者業務仕様書(案)についての説明は以上です。

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。

ただいま「業務仕様書(案)について」、事務局より説明がありましたが、何か質問やご意見などはありますでしょうか。

**【委員】**

はい、暑さ対策について確認できれば。個人的な視察にいったときも、とても暑かったのですが、テニスコート脇にはちゃんと庇もありますし、野球場のところ、青少

年運動広場の方にもベンチのところにはいわゆる屋根があるので、自己責任の中である程度そこは管理していただく考えなのだと思います。いざというときの安全シェルターといいますか、いわゆる管理棟の中に休憩所があるのでそこで対応されているとは思いますが、ここ数年の酷暑といった話の中で、具合悪くされたりだとかということが利用者のなかででたというような報告今までありますでしょうか。

#### **【事務局】**

今まではそういう報告は指定管理者の方からは受けてはないですが、熱中症特別警戒アラートで、施設予約されて、暑いのでキャンセルすると 10 日前からはキャンセル料がかかってくるので、それを何とかしないといけないというのがあります。熱中症特別警戒アラートが発令された場合の利用料金の還付については、別途協議するというような形だけはいれさせていただいているので、システムで予約は取っていただくのですが、システムの一面にもその辺を考慮して、予約の方をしてくださいという文言を一番最初の画面にできるようには設定させていただいてます。今のところそういうようなので具合が悪くなったっていうのは聞いたことはありません。

#### **【委員】**

ありがとうございます。施設には水飲み場も適所に配置されてることもありますので、大丈夫だと思いますが、比較的この仕様書の書き方が、いわゆる非常時であるとか、アラート発生した時みたいな、いわゆる全地域的な警報が発令された場合を想定されていて、普段からそういった危険性があることについては情報共有しながら、進めておくべきかなと思った次第です。是非提案書を評価するときに、そういった視点をもっておいてもらえたらなと思います。

#### **【事務局】**

ありがとうございます。

#### **【委員長】**

はい、ありがとうございました。他の委員の皆様いかがでしょうか。どうぞ北岡委

員お願い致します。

**【委員】**

14 ページのところに、別紙の 1,2,3 というあたりで、過去の収支報告書を提出されるってということですかね。

**【委員長】**

提出されるということによろしいですか。

**【事務局】**

はい。

**【委員長】**

はい、提出されるということだそうです。

**【委員】**

はい、ありがとうございます。

**【事務局】**

過去の3年間の分で、現在の指定管理者の方から毎年出していただいている報告を募集要項と仕様書と一緒にホームページの方には上げさせていただこうと思っております。

**【委員】**

恐らく、今度、新しい収支計画書作成される時に、これはたぶんある程度参考にされて作られると思うんですけど、今回 1.5 倍に全てされてるとのことで、その辺り 1.5 倍になったからといって、収入が 1.5 倍になるのか、価格上がればその分、利用が減って実際収入が 1.5 倍にならないケースもあるかなあとちょっと思ったんですけども、その際、計画上 1.5 倍になるって作ってきて、実際収入がなくて赤字になった場合とか、何かそういうのは、門真市として配慮があるのかどうかちょっと気になりましたので



**【事務局】**

今のところはそういうような補填の方は考えておりません。

**【委員】**

では、新しく応募される事業者の方で 1.5 倍にした場合に過去よりも多少利用の量が減って、収入が 1.3 倍ぐらいにしかならないとかっていう判断は、応募される方に任せてされるってということですね。

**【事務局】**

そうですね。応募される方がその収支の状況を判断していただいて、利用料金は 1.5 倍になるけれども、先生がおっしゃっていただいたように、利用料金が上がるから、逆に利用が減るということも、そういったリスクも考えていただいた上で、指定管理料については検討いただけるものと思っております。

**【委員】**

はい、分かりました、ありがとうございます。

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。

では、私の方からも、先ほどの質問と同じなんですけど、今回の仕様書について、過去のものと大きく変わる点は特にございませんでしょうか。大きく変わる点で結構なんですけど。

**【事務局】**

大きく変わる点は、先ほど答えさせていただいた熱中症特別警戒アラートというのが出た場合の一文入れさせていただいたぐらいです。あとは前回までは勤務時間というのも入れさせていただいていたんですけど、利用者の方が予約した時間に確実に利用開始できるように施設を開場してくださいというような形にしています。時間を入れずに文言にさせていただいたのが大きく変わったところです。

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。もう一つ私から質問です。先ほど前の案件で、他の委員の方から施設の老朽化というのがあったと思うのですが、今回この仕様書の中で、機械警備業務というものが、指定管理者が負担するということですが、この辺の機械警備に関するシステムなんかについては、毎年きちんとメンテナンスがされているかどうか。例えば想定外のトラブルがあり、膨大な費用が発生する場合、非常に大事なことだと思しますので、そうなった時に指定管理者が、いやいやこんなお金を到底出せないですとかなった時にどうするのがちょっと気になった点です。その辺なにか情報というか対処するようなことはお考えでしょうか。

**【事務局】**

今のところは、そこまでの想定はありませんでしたので、費用がどのくらいかかるかというところで、その時に管理者の方と市との協議にはなってくるのかなと思います。

**【委員長】**

その時、想定外のことが起こったときには、その都度対応ってことですね。はい、分かりました、ありがとうございます。

他いかがでしょうか、業務仕様書(案)に対するご意見。以上でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、続いて案件(7)「様式集(案)について」、事務局よりご説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、資料 8「様式集(案)」についてご覧ください。

様式第1号が「指定管理者指定申請書」でございます。

1度資料を送付させていただきました後に、申請資格を有していることを証する書類の下に(法人等の概要を示す書類・納税証明書)を足しております。

様式第2号「施設事業計画書」及び様式 A「施設事業計画書概要」、様式3号「管理業務収支計画書」については、その内容をもって評価基準により一次審査の点数が決まります。

様式 B「現地説明会・見学会参加申込書」については、現地説明会の参加が必須条

件となっております、8月19日に実施します。

様式C「応募登録申込書」については、8月20日から8月28日までの期間で、現地説明会に出席した団体に限り受け付けます。

様式D「質問票」については、8月20日から8月28日までを受付をし、9月6日にホームページにて全ての質問に対する回答を掲載し、その内容については、募集要項等と同等の効力を有するものとしします。

様式E「指定管理者申請に係る誓約書」でございます。

様式F「共同提案の場合の構成団体の概要」と様式G「共同事業体協定書及び委任状」については、複数の法人がグループを構成して応募する際に必要となります。

様式集(案)の説明は以上となります。

#### 【委員長】

ありがとうございました。ただいま「様式集(案)について」、事務局より説明がございましたが、何かご質問やご意見などはございますでしょうか。

大丈夫ですかね。

はい、では、続いて案件(8)「書類審査の方法及び審査基準について」、事務局よりご説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは、案件(8)「書類審査の方法及び審査基準について」ご説明いたします。

次回、第2回選定委員会で書類審査、第3回選定委員会では、書類審査通過団体によるプレゼンテーションと質疑応答により審査していただき、候補者の決定を行います。候補者の決定に際しましては、書類審査及びプレゼンテーションを踏まえての総合的な審査を行っていただき、指定管理者の候補者を選定していただきたいと考えております。なお応募団体が少ない場合は、第2回選定委員会においてプレゼンテーションと質疑応答を行っていただきます。

書類審査についてご説明いたします。資料9「第1次審査評価基準表(案)」をご覧ください。

これは、資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条

例」第4条第1項の選定基準に基づき、施設の設置目的などを勘案した評価項目や配点の事務局案です。

評価の視点という列には、市が指定管理者に期待する事項を評価の視点として記載しております。

配点につきましては、スポーツ及びレクリエーションを通じて、青少年をはじめ、市民の心身の健全育成と豊かな市民生活の向上に寄与するという施設の設置目的の達成につながる積極的な事業の実施を期待していることから、維持管理面に加えスポーツ推進についての取り組みや自主事業の提案に対しても勘案した配点を行っております。また、評価項目に対する市の重視度合に応じて点数を増加させております。

評価項目のうち、(9)「職員の雇用確保の方策と労働条件」につきましては、〇〇委員の評価を、また、(12)「申請団体の経営状況」につきましては、財務に関する専門的な知識を必要とすることから、〇〇委員の評価を全員に採用してはどうかと考えております。また、評価項目のうち、(6)「指定管理料の額」につきましては、申請団体の提案価格を比較し、評価の視点に記載の計算式にて自動的に算出する方法を用いてはどうかと考えております。

その他の採点の方法としましては、各団体の応募書類の中から評価項目に対応する部分をご覧いただき、A・B・C・D・E・0の6段階で評価いただきたいと考えております。

評価の判断基準につきましては、資料11「6段階評価表」をご参照願います。6段階評価の内訳は、「A」は特に優れている、「B」は優れている、「C」は標準、「D」はやや劣る、「E」は劣る、また、「0」は不可と設定しています。このA～Eは、選定項目ごとに設定した配点に、Aは1を、Bは0.8、Cは0.6、Dは0.4、Eは0.2をそれぞれ乗じた上で算出した後、事務局が全体を集計いたします。得点は、200点満点(委員5名合計1,000点満点)です。

なお、6段階評価のCを標準とさせていただいていることから、C評価に乘じさせていただく0.6を1,000点に乘じた600点を最低基準とし、審査の結果、上位3団体を第1次審査の通過団体といたします。ただし、合計得点が最低基準を下回った場合、当該提案については、選定しないことといたします。なお、全団体が合計得点が600点未満となった場合については再度募集要項の配布を行いたいと考えており日程(案)につきましては、後ほど提案させていただきます。

以上簡単ですが、事務局案について、説明を終わります。

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。ただいま「書類審査の方法及び審査基準について」、事務局より説明いただきましたが、何かご質問やご意見などはございますでしょうか。

**【委員】**

確認をさせてください。今の最低基準のお話からしても、基本的には採点の総合計を見るという考え方でよろしいですね。他の事例では、平均点とったりとか、そういう風なケースもあったりはするんですが。

**【事務局】**

合計得点が 600 点以下の場合は、その提案はうちの方では採用しないというような形をとらせていただいています。

**【委員】**

はい、分かりました、ありがとうございます。もう一つは、複数応募者があった場合ということを前提にしていると思うんですが、応募してきた事業者が1企業体だった場合の対応は、特にこのまま行うのか、再度競合が出るまで募集するかっていうことはどちらでしょうか。

**【事務局】**

1企業体で選定委員会をさせていただきます。

**【委員】**

1企業体になった場合も、同じルールで、下限 600 点を設定した上で、絶対評価で確認をし、選定に資するかどうかというのを確認して、審査を行うという考え方でいいんでしょうか。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。委員の皆様、今のご質問に関連してなのですが、1社が出てきて600点未満だった場合は、再公募になると思うのですが、恐らくいたしかたないですね。

**【事務局】**

そうです。

**【委員長】**

そうならないことを願いますし、あとは次の案件に関連したことになるかと思うのですが、例えば2社の場合は、第二回の時にもうプレゼンまでにするのか、3社出てくれば第3回目にプレゼンになると思うのですが、その辺は次の案件に回すか。どうでしょうか。2社の場合は、大体2回でやってしまいますか。

**【事務局】**

その辺のスケジュールもまた先生方とご相談になると思うので、書類審査していただくのに、時間も必要になりますし、そこから休憩時間を入れて、またプレゼンテーションに思案してもらうのに、1社にやっぱり30分ぐらいはかかります。会社同士が鉢合わせしないように、時間をずらさないといけないという部分もございますので、先生方もお忙しい中、やはり1日近くの拘束時間ってのも発生するかと思います。その辺は先生方とご相談になるかと思しますので、今現在は1社の場合は1日でやってしまおうかなとは考えているのですが、2社目が出た場合はまたその辺は、次回書類が出てきた時にご相談になるかと思っております。宜しくお願い致します。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。

**【委員】**

採点の手順なんですけれども、いわゆる書類審査があり、点数を決め、最終的にプレゼンがあって、点数をつけて、いわゆる委員の間での何かしらゴールといいますか、意見を言い合うみたいな場っていうのは特に設けないんですか。

**【事務局】**

一応時間は設けさせていただこうとは考えております。

**【委員】**

一旦採点をして、こんな感じになってますというのを皆さんで見た上で、それに対して何らかの意見があった場合は、意見を言って、その上で決をとるという考え方で良いんですよね。

**【事務局】**

そのような形で進めさせていただこうと考えております。

**【委員】**

分かりました。

**【委員長】**

はい、その辺は、ギリギリラインの場合であったり、ケースバイケースの場合も出てくるかと思ったりもしますので、そういう状況もありうるという風に理解させていただきました。

他ご意見ご質問等いかがでしょうか。

委員の方からも特にはないですか。

**【委員】**

特にございません。

### 【委員長】

宜しくお願い致します。

はいそれでは、次に案件(9)「選定委員会の進め方、スケジュールについて」、事務局より説明をお願いします。

### 【事務局】

それでは、案件(9)「選定委員会の進め方、スケジュールについて」でございます。

本日、ご検討いただきました、募集要項、仕様書及び審査基準等につきまして、ご意見等を反映させたのち、7月25日(木)を募集要項の配布日といたしまして、門真市ホームページに掲載する予定としております。

資料6の募集要項の7ページにスケジュール全体が見れるようになっておりますので、7ページをご覧ください。資料6の募集要項の7ページお願い致します。指定管理者募集スケジュール全体が分かるページでございます。

また、応募予定者に対する現地見学会を8月19日(月)に開催いたします。

質問受付は、8月20日(火)から28日(水)までとしており、回答につきましては、9月6日(金)までに、ホームページにて発表する予定でございます。

指定管理者の申込としまして、申請書の受付を9月9日(月)から9月20日(金)を予定しております。

申請書につきましては、事務局で受付、とりまとめをいたしまして、委員の皆様方に配布を行う予定としております。その後、第2回選定委員会(第1次審査)において、書類審査を行っていただきたいと考えております。

この書類審査におきまして、何社の公募があるか分かりませんが、上位3団体を第1次審査の合格者として選定していただき、第3回選定委員会におきまして、応募者のプレゼンテーション及び委員からの質疑応答を実施し、第2次審査を行っていただき、第1次審査と第2次審査の評価を合せた総合判定として、指定管理者候補者を第2順位まで選定していただきたいと考えております。

第3回の選定委員会では、第1次審査通過団体によるプレゼンテーション15分と委員の皆様から一人2問、計10問の質問をお伺いし、事前に評価のポイントなどをまとめ、第2回選定委員会において事務局案としてご提案したいと考えております。



委員の皆様にはそれぞれのプレゼンテーションと質疑応答に対しまして採点を行っていただき、その結果を事務局にて集計、第1次審査の得点と、第2次審査の得点の合計を参考としまして、指定管理者の候補者を選定いただくための総合評価を行っていただきたいと考えております。

「選定委員会の進め方、スケジュールについて」は以上でございます。

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。ただいま「選定委員会の進め方、スケジュールについて」について、事務局よりご説明いただきましたが、何かご質問やご意見等がございますでしょうか。

**【委員】**

スケジュールに関しまして、申込受付に関しては、8日から14日と8月の8日から14日と幅があるのはなんとなく理解できるんですけど、応募書類の方は最終的な提出の受付に関してのところなんですけど、よくあの祝祭日とかを挟んでいわゆる期間をまあ幅を設けてっていうそういうケースってあるかなって思うんですけど、9日から20日というのは期間が長いなと思ったんですけども、これは何か理由あるんですか、不勉強で申し訳ないです。

**【事務局】**

応募書類の受付の期間につきましては、9日から20日ですが、一番最初の募集要項の配布7月25日から見まして、最後応募書類の受付9月20日までを概ね2ヵ月というのが一定のガイドライン上で示されております。そこからこのような期間を、決めさせていただいております。

**【委員】**

理解しました。ありがとうございます。

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。他の委員の皆さまいかがでしょうか。特に質問ご意見が無いようでしたらこれもちまして、第1回門真市立

テニスコート・門真市立青少年運動広場指定管理者候補者選定委員会を閉会します。皆様、活発なご審議ありがとうございました。  
次回もどうぞよろしくお願いたします。